

# 公立大学法人滋賀県立大学事務局規則

令和 3 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に設置する事務局に関し必要な事項を定める。

(事務局の設置)

第 2 条 法人に、事務局を置く。

2 事務職員等（学則第 9 条第 3 項に規定する事務職員等をいう。以下同じ）は、事務局に所属するものとする。

3 第 1 項に規定する事務局に次の課または室を置く。

- (1) 総務課
- (2) 財務課
- (3) 経営企画課
- (4) 学生・就職支援課
- (5) 教務課
- (6) 地域連携・研究支援課
- (7) 高等専門学校開設準備室

(事務局長)

第 3 条 前条第 1 項に規定する事務局に事務局長を置く。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。